

地域力創造に関する有識者会議  
最終取りまとめ

人材と資源で地域力創造を  
～まだまだできる人材力活性化

平成22年8月

地域力創造に関する有識者会議

## 地域力創造に関する有識者会議最終取りまとめ（目次）

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 地域力創造に関する今後の施策の在り方・・・・・・・・	3
(1) 今後の地域力創造施策の方向性・・・・・・・・	3
(2) “人材力の強化”に向けた今後の取組・・・・・・・・	4
(3) 地域固有の資源を活用した地域力の高め方・・・・・・・・	8
(4) これからの地域づくりへの国の支援策・・・・・・・・	10
2. 地域力の向上に取り組んでいる事例発表を踏まえた委員からの主な意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(1) 事例の概要・・・・・・・・	12
①株式会社エフエムもえる 代表取締役 佐藤太紀様	
②山形県庄内映画村 社長 宇生雅明様	
③熊本県福田農場ワイナリー代表取締役 福田興次様	
(2) 委員からの主な意見・・・・・・・・	12
①地域力について・・・・・・・・	12
②人材育成関連・・・・・・・・	13
③協働の仕組み・コミュニティ関係・・・・・・・・	14
④産業関係・・・・・・・・	14
⑤行政との関係・・・・・・・・	15
⑥その他・・・・・・・・	15
3. 関係府省等ヒアリングを踏まえた委員からの主な意見・・・・・・・・	16
(1) 農林水産省・・・・・・・・	16
(2) 厚生労働省・・・・・・・・	16
(3) 観光庁・・・・・・・・	16
(4) 国土交通省・・・・・・・・	17
(5) 経済産業省・・・・・・・・	17
(6) 環境省・・・・・・・・	17
(7) 内閣官房（地域活性化統合事務局）・・・・・・・・	18
(8) その他・・・・・・・・	18

参考

- 地域力創造に関する有識者会議
  - ・ 構成員名簿 . . . . . 19
  - ・ 運営要綱 . . . . . 20
  - ・ 開催経過 . . . . . 21
  
- 「地域力」要素分解図 . . . . . 23

## はじめに

地方分権が進展したことや平成の大合併が一段落したことにより、地域の抱える様々な課題を地方公共団体とその住民自らの努力と責任で解決しようとする新たな積極的な動きが、全国各地で見られるようになった。地域を支える熱意と行動力を持った行政・住民のリーダーが登場し、住民どうしの自主的な活動も現れ始めている。また、地域づくりに関わる人々相互のネットワークもつくられ、そこでは貴重なスキルやノウハウを持った人材が育ちつつある。今ここのような萌芽を大きく育てる施策に総力を挙げて取り組み、総合的に支援することが求められている。

しかしながら、我が国の地域を取り巻く環境は依然として極めて厳しい。特に少子高齢化による人口減少、国・地方を通じた厳しい財政状況、都市と地方間の格差の拡大、東京への一極集中、地域コミュニティの脆弱化などが著しい。住民どうしの絆を取り戻さなければならないという危機感が高まってきているものの、必ずしも住民の自立意識や実際の地域活動への参画意欲に結びついているわけではない。

このような中、総務省は、地方公共団体、住民・企業などの協働により「地域力」を高める取組を支援する施策を一体的に展開する体制を整えるため、平成20年7月に組織改正を行い、地域力創造審議官を新設した。また、同年11月に、総務省が今後更に地域力を高めるためにどのような施策に取り組んでいけばよいか、大所高所から議論するため、「地域力創造に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）が設置された。

総務省の施策は、平成20年12月に定められた「地域力創造プラン」に基づいて展開されることとなった。同プランは、「自然との共生」を基本としてきた我が国の歴史・文化に基づき、「人も自然の一員」であるという姿勢のもと、豊かな自然環境を守りながら、活力ある地域社会を形成するという理念を掲げ、①定住自立圏構想の推進、②地域連携による「自然との共生の推進」、③条件不利地域の自立・活性化の支援を三本柱として取組を進めることとしていた。

その後、政権交代を経て、平成21年12月に、地域の活性化、地域の絆の再生を図るため、総務大臣を本部長とする「緑の分権改革推進本部」を設置し、

「緑の分権改革」を進める体制が整えられた。また、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱にも主な取組の一つとして掲げられた。

「緑の分権改革」とは、政治・行政上の権限・財源の移譲をめざす地域主権改革の一環として、それぞれの地域がその地域資源を最大限活用できる経済・社会の仕組みを創り上げ、これまでの「中央集権型社会」を、地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める「地域主権型社会」へと転換することを目的としている。

有識者会議においても、平成20年度に、地方公共団体の首長に対してアンケートを実施するとともに、具体的に地域力の向上に取り組んでいる方からの意見を聴取し、平成21年7月に、今後の地域力創造の基本は「地域資源の有効活用」と「人材力の強化」であると位置づけた「中間取りまとめ」を行った。さらに、「中間取りまとめ」以降においては、地域力の活性化につながる関連施策について関係府省等からヒアリングを行いながら検討を進め、計10回にわたり議論を重ねてきた。これらの検討結果に基づき、今般、今後の地域力創造施策の方向性について最終取りまとめを行い、提言する。

有識者会議の議論は多方面に及ぶが、本提言の実現のためには、これまで営々と地域社会を築き上げてきた人々が持っている潜在的な力をもう一度掘り起こしていくことが必要である。さらには、現に地域に居住している人々だけでなく、地域の外部の人や外国人などの参画・交流も視野に入れるなど、より開かれた形で地域づくりを進めていくことを考えなければならない。なお、地域づくりの活動範囲は行政区域と一致しない場合もあり、行政区域を越えた活動がなされる場合は、地方公共団体は連携をしながら、そういった活動を支援する必要がある。

また、「緑の分権改革」については、これまで議論してきた地域の内発的な取組を引き出し、持続可能な地域づくりを進めることを重要視する点において、本提言と基本的な方向性を同じくしているものであると考えられ、今後も積極的に展開していくことが望まれる。

我が国は、戦後の復興において、世界でも例をみない経済成長を成し遂げ、世界で最も豊かな社会の一つを創りあげた。このような日本人の勤勉な国民性をもってすれば、地域を取り巻く厳しい現状も必ずや克服できるであろう。

有識者会議としては、本提言を参考に、総務省を始め、関係府省等において、今後とも積極的な施策を展開することを期待するものである。

## 1. 地域力創造に関する今後の施策の在り方

### (1) 今後の地域力創造施策の方向性

これまで有識者会議においては、「地域力とは何か」、「地域力を高めるためにはどうすればよいか」などについて、首長アンケート、ゲストスピーカーヒアリング、関係府省等からのヒアリングを行いながら議論を進めてきた。

ひと言で「地域力」といっても地域資源や人的要素としてのリーダー力、住民力、公務員力、さらにこれらのつながり力、教育力、伝統力などの社会的な要素、そして一次産業、二次産業、三次産業などの経済的要素、また、自然・環境・景観などの自然的要素など多様な要素、内容が含まれている。（「地域力」要素分解図〔参考資料〕参照）

例えば、東京は世界中からのヒト、モノ、文化が交流し、産業が集積し、経済力があり若者が多い。こうした視点では地域力があり、活性化もしている。一方で沖縄は、経済状況は厳しいものの、他の地域にない自然、温暖な気候、伝統文化、結という絆に恵まれ、その魅力に惹かれた若者の移入が続いており、東京とは違った意味で地域力があるとも言えよう。

経済的条件、自然的条件は地域において様々である。ただ同じような条件下にあっても活性化している地域とそうでない地域がある。何がその差を生じさせているのかと考えた場合、究極的には人材力のウエートが大きいといえるのではないか。地域を引っ張るリーダーやリーダーを支える人々の存在、これらの人々のもと、まとめり同じ目的に向かって歩んでいく住民の力、そして、行政の立場と地域住民としての立場をあわせ持つ公務員の力、これらの人材力がアウトプットとしての地域の活性化に差をもたらす根源的な要素ではないだろうか。

もとより、地域リーダーとは全知全能のカリスマ的人材のみが担えるというものではない。地域には様々な得意分野を持った多様な人材が存在するはずである。それらの人々を発掘し、まわりの人々が支え、誰かに強制されるのではなく、緩やかにつながり、協力し合いながら活動していく。また、様々な活動が重層的に展開されているのが通常であり、これらの取組を柔軟に連携させて地域づくりを行っていく。そうすることにより地域全体の人材力を向上させるという視点が重要である。

そして、これらの人材力が向かう対象として地域資源がある。各委員の指摘

やゲストスピーカーの事例発表にもあったように、地域に愛着を持ち自らの地域の魅力、資源に気づき、それを磨いていくことが重要である。地域資源には既にある程度の知名度を獲得しているもののみならず、かつて存在していたが今や廃れかけているもの、逆にこれまでは廃棄物と考えられてきたものやマイナスイメージでしか捉えられてこなかったものなど様々なものが考えられる。何もないことすら魅力になると胸を張って現実に成功した地域もある。したがって、地域資源の発掘、再生、創造に向けた取組に人材力をつなげ、それを結集していくことが重要となる。

有識者会議としては、今後、総務省においては、アウトプットである地域の活性化をもたらす重要な基盤的要素である人材力の強化に向けた取組を以下のとおり重点的に推進していくべきと考える。また、関係府省等からのヒアリングも踏まえ、地域資源の発掘、再生、創造に向けた取組及び産業の活性化施策について、今後は以下のような方向性で進めていくべきと考える。

## (2) “人材力の強化” に向けた今後の取組

地域力創造の基本となる“人材力の強化”に向け、あらゆる世代、あらゆる職種、あらゆる団体・グループの人が地域づくりの面で活躍できるように、「人材力活性化プログラム」を策定し、以下の3つの柱に基づく取組を重点的に進める。

その際、内閣府や関係府省等と適切に連携するとともに、各都道府県・市町村・地域づくり団体等とのネットワークを生かし、人材力の強化に向けた動きが全国的に広がるよう、各地域の取組を強力に推進する。

### 第1の柱：個々の人材力の育成・強化

地域力創造のためには、まず何よりも、様々な場において、個々の人材そのものを育成する機会を豊富に提供し、世代や分野を超えた多様な個人が、必要な人材力を身につけることが重要である。また、求められる人材力の内容も、リーダー、コーディネーター、事務局機能を担う人などの役割によって様々であることから、多様な育成・強化メニューを用意することも重要である。

以下、具体的な取組について提言する。

- 自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミーのほか、各都道府県や市町村の職員研修所等において地域力創造関連講座を開催し、公務員が地域力の創造や地域の活性化のための手法について学ぶ機会を提供する。地域づくりについて、公務員が身につけるべき資質という観点から、研

修機関の基礎的な講座の内容に地域づくり活動のコーディネートに関する最低限の知識・スキルを盛り込むことが効果的である。

- 研修の機会には、公務員も住民の立場や目線に立って学ぶことが重要であることから、可能な限り民間人やNPOや公務員などが一堂に会して相互に学ぶ機会を持つことが望ましい。また、交流を進めるため、民間人やNPOの受講者を受け入れる割合を高めていく条件整備が必要である。
- 地域力創造セミナー、地域経営塾、連続講座「地域力創造と地域おこしのヒント」（以上総務省）、地域リーダー養成塾、地域再生実践塾（以上（財）地域活性化センター）等を各地で開催することにより、地域経営を行う行政・NPOなど官民の人材を養成する。また、これらの講座のテーマに応じて、自治大学校等のカリキュラムとの関連づけを検討し、官民の人材育成施策を組み合わせた相乗効果の高い啓発の機会を提供する。
- 地域活性化に取り組む人が自らの活動に必要な具体的な技術や知識を効率的かつ効果的に学ぶことができるように、活動する分野に応じて求められる学ぶべき内容（例えば、リーダー論、組織論、ファシリテーション、ICT利活用技術、プレゼンテーション、マーケティング、ブランド化、資金調達、経済・金融、地域経営）と講師についての情報（いわゆる「カリキュラム」と「適任講師リスト」）を整理し提供する。
- 地域づくりが安定的、継続的に行われるためには、複数のリーダーの役割分担や「リーダーを支える層」（いわゆる「フォロワー」）の厚み、さらに事務局機能を担う人材が欠かせないことに留意し、その育成を図る。
- 現在多くの大学で行われつつある地域活性化システム論などと連携し、大学院レベルの教育を充実し、公務員、地域づくり団体、NPOなどの参画を促進していく。
- 地域おこしに取り組む大学教員や学生をネットワーク化し、その連携協力をサポートするとともに、地方公共団体や地域づくり団体との連携・調整を円滑化する。さらに、これらの活動を総務省職員が支援するための仕組みを構築し、地域おこしを推進していく。
- 小中学校教員有志による教育技術研究組織等との連携により、小中学校におけるまちづくり教育を推進し、将来のまちづくりリーダーの養成を支援していく。



- 子ども農山漁村交流プロジェクトを推進し、多くの子どもたちが生活している都会だけでなく、農山漁村地域等における様々な体験活動等を通じて子どもたちの生きる力を育むとともに、我が国の風土の成り立ち、都市と地方の共存共栄関係、更に地域のよさ・地域での生活の価値等を知るきっかけを作る。
- 地域力創造の重要性の気づきの場を提供し、地域の人材力の裾野を広げる観点から、都道府県、市町村が住民、NPO等を対象として行う講演会、研修等を支援する。

## 第2の柱：人材力の相互交流とネットワークの強化

地域力創造のための人材は、一人で育っていくわけではない。様々なバックグラウンドを持つ人材が、様々な形で相互に交流する機会を得ることによって、人的ネットワークの拡大を通じた新たな発見や活動のアイデアが湧き出てくるし、個々の人材力も飛躍的に向上する。また、地域を活性化させるためには、外へつながる人材ネットワークから人材の応援を得て取り組むことも効果的である。また、各種研修を受講した者の知識や問題意識の共有化を図る面から、研修受講者のネットワーク化にも配慮が必要である。

以下、具体的な取組について提言する。

- 全国各地で活躍する地域リーダーや、活動経験に基づくノウハウを他の地域に伝える人材と、その活動事例を集約・整理しておくことは、様々な施策において人材力を活用するための重要な基礎となるので、有識者会議における提言により発足した人材と事例のデータを結びつけて集積した地域力創造データバンクの一層の拡充と利用を図っていく。
- 今後、地域力創造データバンクに他府省等の人材、事例のデータを取り込むとともに、内閣官房が構築している「地方の元気応援人材ネットワーク」との連携も図るなど、関係府省等と連携して、より効果的な活用方を検討し、地方公共団体等による活用を促進する。
- 首長・地方公務員と民間人、NPO法人、地域づくり団体などによるフェイス・トゥ・フェイスの交流機会となる「人材交流ひろば」のようなものをあらゆる機会をとらえてできるだけ数多く開催していく。
- 地域活動に積極的に取り組む公務員人材で構成される「地域に飛び出す公

務員ネットワーク」(参加人数：地方公務員378人、国家公務員86人)のネット上の情報交換を充実させるとともに、イベントへの参画等を通じて直接交流する機会を持つ。

- 地域づくりや業務改革に熱心に取り組む地方公共団体職員の自主的なネットワーク(例：自治体職員有志の会、Non-Purpose～首都圏のWA等)の動向を注視し、その活動に協力する。
- NPO等が主体的に取り組んでいる人材育成・交流に関する事業のノウハウを、官民連携の下に他の地域や他の分野に移転する仕組みづくりを進める。
- 多くの地方公共団体と企業が参画する「移住交流推進機構(JOIN)」では、企業と地方公共団体等を結ぶ調査研究や交流事業を行っており、このような取組を支援することにより企業と地方公共団体との連携を図ることができる人材育成を推進する。
- コミュニティ活動における交流の場づくりとして、地域内の様々な役割を担う多様な人々が集える交流拠点が必要であり、そのような拠点づくりを推奨していく。

### 第3の柱：人材力を補完するための外部人材活用に対する支援

地域内において人材力が必ずしも十分に確保、発揮されていない場合であっても、外部の人材力がこれを補完し、地元住民の活動をコーディネートし、地域経営のノウハウを伝えることができれば、当該地域の潜在的な人材力が真価を發揮する。

外部の人材力を取り入れる場合、地域が国内の他の地域のみならず、広く海外と結びついて呼び込むことも考えられるので、国際的な関係で人材を意識することが大切である。

以下、具体的な取組について提言する。

- 都市住民を地域に受け入れる「地域おこし協力隊」制度や、集落対策として集落への目配りや集落点検を行う「集落支援員」制度については、その活用方法等について地方公共団体に情報提供等を行うことにより、外部人材の地域への定着を促進する。また、外部専門家を一定の期間地域に招へいして専門的な見地から助言を得ることができる「アドバイザー(外部専門家)招へい事業」については、その効果を考え今後とも拡充を検討していくべきで

ある。

- なお、これらの取組が効果を上げるためには、地域の主体性や外部人材の受入体制の整備など受入れに当たっての一定の機運の醸成が求められるとともに、地域の状況と外部人材の能力等が合致していることが重要である。したがって、地域が外部人材に安易に任せて自らの役割を放棄することがないように、これらの点について積極的に啓発すべきである。
- また、地域おこし協力隊、集落支援員、専門アドバイザーなどの外部人材を組織し、コーディネートする人材が少ない。地域活動のコーディネートを専門に行う人材の配置を進めていくべきである。
- 外部人材の充実を図る観点から、将来的には外部人材の研修を実施したり相談を受け付けたり、情報交換を促進する自主的な組織の設立や運営を支援することが望まれる。
- 「地域力創造応援団（総務省職員）」の活動を充実強化し、人材のネットワークづくりを強化することなどにより、地域の人材力を補完する取組を支援する。

### （3）地域固有の資源を活用した地域力の高め方

地域力を伸ばすためには、人材力の強化にあわせ、長い歴史の中で昔からそこに蓄積され、今も存在している地域資源を活用することが一番の近道になるであろう。

#### 第1の視点：地域資源の発掘、再生、保全、充実

地域資源には、自然的資源、経済的資源、社会的資源、文化的資源など様々なものがある。まず、自分たちの地域にどのような資源が存在しているのかをつぶさに把握し、客観的に評価することが重要である。

地域資源の活用には、三つの手法がある。

一つは、地域の祭りや伝統的な芸能を青少年の参加を得て継承し、活性化するなど、今あるものを磨きよりよくする手法である。もう一つは、いわば埋もれている地域資源に光をあて発掘するという手法である。自然環境や地縁的なつながりの強さなど、地元の人々にとっては特に値打ちがあると思われていな

いもの（こと）でも、その地域外の人にとっては非常に貴重なものと評価される場合がある。外国を含めた外部の人（「よそ者」）と地域の人々の交流が、広い視点から地域の魅力を再発見するきっかけになる。さらには、三つ目として、マイナスに評価されているものを、斬新なアイデアにより利用の仕方を工夫するなど新たな資源を作り出すという手法もある。ゴルフ場開発が中止され20年間放置されていた砂利の採掘跡地が映画のオープンセットとして利用されることになった例などが有識者会議のヒアリングで報告された。経済の高度成長期、人口増加期においては廃棄物と考えられてきたものでも、リサイクルや積極的利用により有用な地域資源となるものがありうる。行政には、これまでとは全く違う発想も取り入れることのできる柔軟な姿勢を持ち、地域力を高めていくことが求められている。

## 第2の視点：地域資源を活かした産業と人材力との結合による地域づくり

地域づくりを考えるときは、第1次産業を含めた総合的な地域産業の支援施策が非常に重要である。地域における産業には、農林水産業から家内手工業的な地場産業、誘致企業による重工業、最近伸びてきているソフト産業、更には観光をはじめとするサービス業など様々な種類があるが、地域資源に適合した産業でないと育たない場合が多い。関係府省等には、地域資源を踏まえた産業振興策としてどのようなことができるかという視点が必要である。

また、地域資源と人材力とを結びつけることによって地域を活性化させることが重要である。例えば、地域における大学は、地域づくりに大きな役割を担うことができる。①人材育成の府であること、②新しい知識や技術が集積している場であること、③行動力のある若い人が集まっている拠点であることという大学の利点を活用するため、積極的に連携・協働すべきである。

## 第3の視点：地域づくりの評価視点

地域力を測るバロメーターとして一般的には、人口、産業・経済に関する指標が採用されることが多い。しかし、一人ひとりが元気にいきいきと過ごせるということも地域の力となりうる。人々の幸福感、心の満足度、誇りといった点にも着目し、精神的な安らぎや安心感を得ることができる地域かどうかを評価していくことも考えられる。

地域資源を伸ばして、人口増や産業振興をめざすのか、あるいは心の豊かさや誇りの保持をめざすのか、地域によって重点の置き方は異なってくる。たとえば、ある程度経済力のある都市部では、人と人とのつながりの回復やコミュニティ活動の活性化を主眼とし、第1次産業が主体の地方では、6次産業化、

地場産業振興、企業誘致など経済の活性化が重要な課題となるといったこともある。結局は、両者のバランスがとれた地域づくりをすることが必要である。

人々の幸福度、満足度、誇りを高めるために活用できる地域資源は、たとえば、人と人の絆や伝統的な生活様式、ものづくりの技術、地域の祭り、伝統芸能、素朴な生活のための技術などが考えられる。

「地域力」要素分解図（〔参考資料〕参照）を精緻化し地域力全般について評価できるようにするとともに、地域づくり事例のデータベース構築を通じて、先進的な事例はどの点が優れているのかが具体的にわかるようにすることを検討する必要がある。

#### （４）これからの地域づくりへの国の支援策

これまで国は、指針やガイドラインの策定など一定の方向性を示したり、モデル事業を実施したりして地方公共団体を誘導するような方策を採ることが多かった。そのための手段としては、モデル事業の実施や個別補助金の創設などが主要な支援策であった。

国と地方公共団体との役割分担の観点からは、画一的な地域振興策はもはや時代遅れとなっている。補助金やモデル事業により政策誘導を行うという方策も地域主権型社会にはふさわしくない。今後は、個別補助金の廃止、一括交付金の具体的な制度設計なども踏まえ、地域が内発的・主体的に行う取組を国が後押しするという形が望ましいと思われる。すなわち、自ら努力する地域に対しては、国も支援に努めるということが必要である。

地域が主体性を発揮し、それぞれが発展していくためには、次の３点が重要と考えられる。今後の国の地域力創造施策についても、これらの後押しする方向性を持つものであることが必要である。

- 1) 地域の「人材力」を活性化させ、内外のネットワークを構築し、交流・連携させること
- 2) 地域固有の資源を発掘、再生し、その潜在力を最大限に活かした方法で地域の活性化・産業振興を行うこと
- 3) ICTを積極的に活用し、人材の交流とネットワーク化、地域ビジネスの振興、観光集客などに関する地域情報が充分に行き交うようにすること

また、これまで地方公共団体は国等の補助金がある期間は事業に取り組むが、

補助金がなくなった時点で事業が継続できなくなり、政策が持続しないということになりがちであった。今後、国は、地方が使える財源を十分に確保できるようにした上で、基本的には補助金によらない政策誘導手法を用いて地方の活性化を支援していくことが求められている。あわせて、義務付け・枠付けの見直しなどの法令の規制緩和を実現することが、地域主権の趣旨に適うと同時に、地域力を発現する条件整備となる。

補助金によらない国の地域活性化支援方策としては次のようなものが考えられる。

- 1) 国の基本的役割として法律改正等により、地方公共団体の施策全体の自律性をより拡充するとともに、クリーンエネルギー、食料、歴史文化的資産、森林などの地域資源を生かして富を生み出し、地域の自給力を高められるように全国的な制度を改革すること
- 2) 地域づくりは地方公共団体と住民が自らの判断と責任で行うことが基本ではあるが、国としても関連する情報の集積を行いつつ、アドバイザー機能を果たすことが必要であることから、国家公務員の政策立案機能の強化など、その資質の向上を図り、国からも参考となる政策・アイデアを提案すること
- 3) 地域活性化に関する全国各地の事例、地域活動のノウハウを伝えることのできる人材及び関係府省等が実施する地域活性化施策など関連情報を集積し、利用者にとってわかりやすい各府省横断的データベースの構築等により提供すること
- 4) マスコミ、インターネット、CATV、コミュニティFM等を活用して優良事例を広く全国に紹介すること
- 5) モデル的な地域活性化の取組に対して、各府省横断的にコンサルティングやアドバイザー派遣等の総合的支援を行うこと
- 6) 地域活性化施策に携わる公務員の資質を向上すること（スキルアップのための研修、経験を積んだ職員の配置、民間からの出向者の活用等）
- 7) 優れた取組を各府省横断的に表彰すること

以上の取組については、すべての関係府省等の地域活性化担当部局が、縦割りを排除しながら連携して地方の活性化を支援していくことが重要である。

## 2. 地域力の向上に取り組んでいる事例の発表を踏まえた委員からの主な意見

実際に地域力の向上に取り組んでいる方々を招いて事例を発表していただき、意見を伺った。（発表資料は別添参考資料を参照）

### (1) 事例の概要

①株式会社エフエムもえる 代表取締役 佐藤太紀様

コミュニティ放送局「エフエムもえる」では、住民ボランティア120人自らが地域の情報を収集し、番組製作を行っている。自分たちの住んでいるまちの情報を発信し、町の地域力の向上を図っている。

②山形県庄内映画村 社長 宇生雅明様

庄内映画村は、一口50万円ずつの株主によって運営されている、地域おこしをするための株式会社として設立された。オープンセットは、映画撮影だけに使うのではなく、観光客と観光、地域の特産品販売とセットにした取組や、観光客と地元の人々との交流の場にしたいと考えている。

③熊本県福田村農場ワイナリー 代表取締役 福田興次様

熊本県で初めて観光農園としてスタートし、水俣・芦北地方の特産品である甘夏みかんに付加価値を付け、加工品（ジュース、ジャム等）やサングリア等を製造、販売している。身近にある素材を使った商品を通して地域の魅力をつくり、交流人口を生み出す取組をしている。

### (2) 事例発表を踏まえた委員からの主な意見

#### ①地域力について

- ・ 地域力とは地域の問題を自分たちで発見し解決していける能力ではないか。
- ・ 一見豊かに見える大都市部にも、光があたっている部分と落ち込んでいる部分があり、その地域力は低下している。地方に限定することなく、東京などの大都市の地域力も考えるべき。
- ・ 地域力が高い地域は、場と主体と条件の3つの要素を大変大切にしている。場は住みたいと思う地域づくり、主体は帰ってきたいと考える人材づくり、条件は帰ってこられる産業づくりと考える。
- ・ 人によって地域が発展していくかということではなくて、人を動かす力が地域力なのではないか。

- ・ 地域力が強いとは、つながる力が強いということと考える。
- ・ 地域力とは、何か問題があったときにきちんとそれに対応する地域レベルの対応力。それを継続させる力が必要。地域の問題が解決したり、新たな行政施策が実施されたりしたときに、地域の活動が弱まらないようにすることが必要。

(地域力の要素について(「地域力」要素分解図[参考資料]参照))

- ・ 人的要素をトップに挙げたことは重要。
- ・ 高齢者の力(老人力)、先人の知恵という要素もあるのではないか。
- ・ 観光が重要な要素ではないか。世界の富をもっと地域に呼び込むことを考えるべき。
- ・ 新しいものを創造する力と交流の力も大事。
- ・ 地域力には連続的な再生産という側面と不連続でジャンプするような革新力という2つの側面もある。
- ・ 地域の経営資源は「人、もの、金、情報」。そしてこれらに方向性をもたせるのがリーダーの存在。

## ②人材育成関連

- ・ マニュアルや前例にとらわれない柔軟な発想ができる人材が必要。
- ・ 人材を発掘する仕組み作りが必要。
- ・ 地域において特徴的な活動をしている人をうまく活用する仕組みをつくるべき。
- ・ リーダーの果たす役割は非常に大きい。
- ・ リーダーは能力、時間などに恵まれた特別な人になるものではなく、女性、高齢者等様々な人がなりうるもの。
- ・ カリスマ型、調整型、会計型、知恵袋型、何でも屋型リーダーが役割分担しているのが最近の特徴。それを発掘するノウハウを地域に移転することが重要。
- ・ サブリーダー、ブレーン等のリーダーを支える人材の育成も重要。
- ・ 人を動かすには一人一人を大事にして意見を吸い上げ実行に移していく姿勢が重要。
- ・ 人材を地域に長期に派遣する仕組みが重要。
- ・ よそ者、外からの参入者、若者の存在が重要。
- ・ 外からの人材が活かされるよう、受入側の工夫、環境づくりが必要。
- ・ 外部人材の派遣が終わった後も活動が継続する方法を考えておくべき。
- ・ 地域内の縦割を排除するため、地域内のリーダーのネットワークづくりが必要。



#### (研修関係)

- ・ 市民の声にきちんと対応できるよう、公務員に対する研修を充実すべき。福祉、子育てなどのテーマ別のリーダーを核とした地域づくりの重要性を研修すべき。
- ・ 研修した後の活動状況のフォローが重要。
- ・ 公務員、自治会、テーマ型団体が一堂に会して研修できる仕組みが重要。
- ・ NPOが研修に参加しやすくなるような配慮、工夫をすべき。
- ・ 人材育成には視察が重要。視察の受入側の負担軽減策も必要。

#### (大学関係)

- ・ 人づくりの主体としての大学の存在が非常に大きい。
- ・ 地域でフィールドワークを行う大学のネットワーク化が必要。
- ・ 大学と地域との連携を助長する取組（ex 顕彰）を総務省にしてもらいたい。
- ・ 大学の役割として先端研究も忘れてはならない。

### ③協働の仕組み・コミュニティ関連

- ・ 地方公共団体、企業、商店街などのいろいろな人との協働が必要、つながる力をつけることが大事。
- ・ 人と人とのつながる力が強いところは地域力が強い。
- ・ 同じテーマに関心のある人の集まりから、テーマ、メンバーを広げてネットワークを拡大していくべきであり、そのための連携の仕組みを考えるべき。その際、地域自治組織等が中心になる仕組みを、行政が仲介して作ってあげれば活動は活発化するのではないか。
- ・ 地域社会、コミュニティなど地域力を取りまとめてきた組織形態が歴史的な限界に突き当たっている。地域力を引き出す新たな制度設計が必要。
- ・ 交流の輪を広げていける拠点づくりが重要。空き店舗活用なども考えられる。

### ④産業関係

- ・ 地域力を考えるときには、第一次産業対策は欠かせない。
- ・ どうしたら人は動くか、そのためには、お金が動く必要がある。収入が伴わなければ人は動かない。
- ・ 第一次産業も含めて総合的な地域産業の支援施策が非常に重要。
- ・ 産業力ということをきちんと考えると同時に、ソフトウェアとして地域のことをよく知るという両面が必要。
- ・ 産業づくりに関係のある関係省庁もこの会議に参加すべき。
- ・ 小規模事業に対して資金提供する仕組みが必要。
- ・ コミュニティビジネスの育成が重要。

- ・ 第一次産業等でやる気があり頑張ろうとしている人が続けられるような仕組みを国が構築すべき。

### ⑤行政との関係

- ・ NPOの活動でも行政との関係が見えると市民は安心する。
- ・ 行政が前面に出ないでNPOなどを活用したネットワークを促進するための仕組みが必要ではないか。
- ・ 行政依存にならないことは重要だが、きっかけの制度は行政がつくらざるを得ない。過度に関与しない仕組みが重要。
- ・ 行政の縦割り意識を改めるべき。
- ・ 行政はNPOなどの手柄を横取りしない。官民で協働の成果を共有する気風・仕組みを確立していく必要がある。

### ⑥その他

- ・ そこに住む住民が、住んでいるところの良さを理解すべき。
- ・ 危機感をもつことが行動の動機となる。
- ・ 現在どうすべきかも重要だが、未来、将来を見据え、そこに到達するための施策を考えていく必要がある。
- ・ 地域ブランドの情報発信の役割は国、県で担うべき。
- ・ 地域を元気にしている人、それらの活動事例をまとめたデータベースを検討すべき。
- ・ 既存の様々な制度を有効に活用できるよう各省の関連施策を整理してみるべき。
- ・ 国の役割、施策を検討する際には地方分権を念頭に置き、地方の細かいところまで関わるべきではない。

### 3. 関係府省等からのヒアリングを踏まえた委員からの主な意見

有識者会議での議論の参考とするため、総務省以外の府省等において取り組んでいる地域づくり施策について、説明を受け議論を行った。その際の委員からの主な意見の概要は以下のとおりである。（発表資料は別添参考資料を参照）

#### (1) 農林水産省

- ・ 農山漁村に住んでいる小学生にその土地のよさを知ってもらい、将来的に地域にとどまるといふことも考えられる。
- ・ 農山村への定住を促進していくためには、ある程度の農業収入を確保できることが必要。
- ・ 定住希望者を定着させるために、受入体制の整備、受け入れる側の人材育成も考えるべき。
- ・ 地域活性化のための事業と農地・水の環境保全対策との統合を考えていくべき。

#### (2) 厚生労働省

- ・ 地域ボランティアは活動資金の確保という問題がある。福祉活動における有償性の問題を考えるべき。
- ・ 安全・安心のまちづくりに活用する地域ニーズ把握のためのマップを作成するには、個人情報に関する規制の運用について工夫が必要。
- ・ まちづくりファンドの制度設計では、お金が入ってくる部分が透明化されているか、お金が出ていくところが住民参加で決定されているかということがポイント。お金を支出する際に地域のニーズを把握できる仕組みがあると地域力向上に効果がある。
- ・ 地域コミュニティ活動がうまくいっているところは、若い人の力を活用している。学生など若い人を活動に上手に取り込む工夫をすべき。

#### (3) 観光庁

- ・ 都道府県域を越えた観光圏においてプロモーターが実質的に機能する仕組みを作っていくべき。観光者数も大事だが、質も重視する観光に転換し、長期滞在を伸ばしていく戦略が必要。旅館街、温泉街など旧来型の観光地で苦戦しているところのリニューアルが大きな課題。
- ・ 観光は地域振興の柱になる。高齢者向け、外国人向け、若者向けなど個別の戦略的アプローチが必要。
- ・ 地域の観光イベントは、会場周辺だけが盛り上がり、それ以外の商店街やホテルがキャンペーンを行っておらず、波及効果につながっていない

例が多数ある。

- ・ 観光を地域振興までつなげていこうという場合には、観光まちづくりを担う地域の人々を巻き込んでいく人材を育成していくことが重要な肝。

#### (4) 国土交通省

- ・ 廃校や廃止された施設は、産業振興・雇用につながる施設、あるいは介護・福祉のための施設に変換していく方向が望ましい。使いたい人がいるのに有効に活用できていないところも見受けられる。有効活用のための枠組みづくりについて工夫がほしい。
- ・ 島外から来た人のほうが、島の美しさや自然を非常に強く感じるという話をよく聞く。島外の人をどんどん取り込んで宿泊してもらうことも含め、観光という切り口で離島対策を考えてほしい。
- ・ 地域への人材の派遣に関わる事業は、いろいろな主体が特色を活かしながらアプローチすべきであって、むしろ一元的に対応しないほうがいいのではないか。
- ・ 国土交通省が地域の要望に応じて道路や橋を整備することは当然だが、離島に橋を架けたため、船に乗って行く楽しみが失われ、観光も下火になるなど、観光や文化の面では失ったものも多い例がある。事業を進める立場でそういう点も考える必要があるのではないか。

#### (5) 経済産業省

- ・ 太陽光発電と組み合わせたり、循環系システムを構築したりして、植物工場のノウハウを輸出する可能性があるのではないか。
- ・ ソーシャルビジネスには、公的なお金が前提となっているもの、自前の資金で運営できるモデルなどいろいろな類型がある。ソーシャルビジネスの鍵となるのが流通。インターネット通販で成功した事例もあれば、販売業者が経営難になり立ちゆかなくなった事例もある。流通についても支援することが必要。ソーシャルビジネスの目標は、参加する住民が生きがいを感じるように誘導していくこと。
- ・ 日本の人口減少に伴い、食品産業、フードチェーン全体は衰退過程にある可能性がある。実態がそのような場合、農商工連携をどう位置づけるかは大きな課題。
- ・ 地方分権という方向へ社会を変えようというときに、国が基準を作って地方公共団体が応募して審査を受けるという方法は疑問がある。

#### (6) 環境省

- ・ 子どもの自主的な環境保全活動と連携することにより豊かな自然環境がある地域の地域おこしにつながっていくのではないか。

- ・ エコツーリズムには、カーボン・ニュートラルという考え方で、限定した一定の人数を地域の自然界に受け入れる姿勢が必要。いいものだけを見せるという発想ではなくて、いかに今の日本の自然実態が危ういかを積極的に見せていくことが、次の世代に向けて必要。エコツーリズムの他に、多くの人々が冒険心や探求心を持って自然の中に入っていきような政策も推進してほしい。

### (7) 内閣官房（地域活性化統合事務局）

- ・ 省庁横断、施策横断による支援を行うためには、地域ブロックごとの窓口がきちんと問い合わせに対応できることが大切。
- ・ 人々が主体性をもって自分たちの地域をどうしようかと考えるにあたり、地域の資源は何かを見極めることが重要なポイント。成果が出るまで時間がかかることを前提に、立ち上がり段階において様々な取組を支援することが必要。
- ・ 地域の主体性を引き出す事業は実験事業でもある。失敗の教訓を整理する力も含めて「打率十割」ではない事業ができるのは国レベルしかないのではないか。
- ・ 安全で安心して暮らせるということも地域の力。災害など緊急のことに対応できる力も大事に考えなくてはならない。

### (8) その他

- ・ 国が方向性を示さなくても地域が自ら設定した目標を目指して取り組むということであれば地域主権にならない。国がガイドラインを示してある程度の予算を出さないと地域が実際に動き出さないという仕組みが戦後ずっと続いてきた。国がなるべく方向を示さず、手を出さなくても地域が動き出すという方向に誘導していくべき。
- ・ 都道府県がどのような役割を果たすべきか。県・市町村の二層の地方公共団体という姿がしばらく変わらないとすると、県がどのような仕事をやるべきかというイメージを持つ必要がある。

(別紙)

地域力創造に関する有識者会議 構成員名簿

(敬称略)

(学識経験者等)

座 長 月 尾 嘉 男 (東京大学名誉教授)

あん・まくどなど (国連大学高等研究所  
いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット所長)

飯 盛 義 徳 (慶應義塾大学総合政策学部准教授)

江 尻 京 子 (特定非営利活動法人 東京・多摩リイクル市民連邦事務局長)

小田切 徳 美 (明治大学農学部教授)

小 西 砂千夫 (関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授)

杉 沢 正 子 (特定非営利法人かぞ市民ネット理事長)

堂 垣 彰 久 (NHKチーフ・プロデューサー)

名和田 是 彦 (法政大学法学部教授)

西 村 幸 夫 (東京大学先端科学技術研究センター教授)

## 地域力創造に関する有識者会議 運営要綱

## 1. 背景・目的

人口減少社会の到来、地方分権改革の進展など、地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、地方自治体・住民・企業等の協働により「地域力」を高める取組を支援する施策を進める必要がある。

「地域力」という観点は幅広いため「地域力を高めていくためにどのようなことが必要か」などについて議論し、また、コミュニティ施策の強化、地域情報化の推進、地域における人材力活性化の強化など、総務省が今後力を入れるべき地域力創造施策等について検討するため総務大臣主催の有識者会議を開催する。

## 2. 名称

本会議の名称は、「地域力創造に関する有識者会議」（以下「会議」という。）とする。

## 3. 検討内容

- ・「地域力」、「地域力を高めるための施策」とは何か
- ・今後の地域力創造施策の方向性
- ・地域力創造施策に係る各省庁連携 等

## 4. 構成員

別紙のとおり。

## 5. 運営

- (1) 本会議は総務大臣主催の会議とする。
- (2) 本会議に座長を置き、総務大臣があらかじめ指名する。
- (3) 座長は、本会議を招集する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長を代行する者を指名することができる。
- (5) 座長は、必要な者に会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (6) 座長は必要があると認めるときは、構成員等による実地調査を実施することができる。
- (7) その他、会議の運営に必要な事項は座長が定める。

## 6. スケジュール

年度内に3～4回開催予定。3月に一定の取りまとめを予定。平成21年度も開催。

## 7. 庶務

会議の庶務は、総務省地域力創造グループ地域振興室が行う。

## 地域力創造に関する有識者会議 開催経過

### ○第1回 平成20年11月4日

- ・事務局説明

有識者会議設置の経緯、総務省の主な地域力 創造関連施策、各省庁、地方公共  
団体等の関連する取組

- ・委員間のフリートーキング

### ○第2回 平成20年12月15日

- ・地域力の向上に取り組んでいる事例発表

(株)エフエムもえる 代表取締役社長 佐藤太紀様

- ・事務局説明

第1回有識者会議の主な意見・提言等、地方へ人材を派遣する事業の例、首長ア  
ンケート結果(速報版)等

- ・委員間のフリートーキング

### ○第3回 平成21年3月3日

- ・地域力の向上に取り組んでいる事例発表

庄内映画村(株) 代表取締役社長 宇生雅明様

(株)福田農場ワイナリー代表取締役 福田興次様

- ・事務局説明

首長アンケート結果について、地域力要素分解図関係、地域力創造データバンク  
等

- ・委員間のフリートーキング

### ○第4回 平成21年4月28日

- ・有識者会議中間取りまとめ(案)について議論



○第5回 平成21年7月28日

・関係府省等ヒアリング

農林水産省 農村計画課長 坂本修様

厚生労働省 地域福祉課長 寺尾徹様

○第6回 平成21年9月17日

・関係府省等ヒアリング

観光庁 観光地域振興課長 笹森秀樹様

国土交通省 地方振興課長 坂本努様

○第7回 平成21年11月4日

・関係府省等ヒアリング

経済産業省 地域経済産業政策課 統括地域活性化企画官 能瀬宏隆様

環境省 環境計画課長 正田寛様

○第8回 平成22年1月19日

・関係府省等ヒアリング

内閣官房 地域統合活性化事務局参事官 高田寛文様

・事務局説明

緑の分権改革、平成22年度地域力創造グループ予算案 等

・委員間のフリートーキング

○第9回 平成22年3月25日

・有識者会議最終取りまとめ（素案）について議論

○第10回 平成22年6月16日

・有識者会議最終取りまとめ（案）について議論

「地域力」要素分解図（素案）

地域力

